

日本万国博覧会記念公園事業の資産承継

対象受検機関：日本万国博覧会記念公園事務所

| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|----|------------------------------------|-----------|---|---|------|---------|---------------|----------------------------------|------------------------|----------------------------------|------|---------|--------|---------------------------------|---------|------------------------|--|
| <p>1 日本万国博覧会記念公園事業の承継 平成26年4月1日、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が解散し、大阪府に日本万国博覧会記念公園（以下「日本万博記念公園」という。）事業が承継された。 大阪府日本万国博覧会記念公園条例第3条によると、大阪府が実施する事業は以下の通りである。 (1) 大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博公園」という。いわゆる公の施設部分）の緑地を管理し、万博公園に各種の施設を設置するほか、万博公園を管理し、及び運営すること。 (2) 日本万博記念公園のにぎわいの創出に資する事業を行うこと。 (3) 日本万博記念公園の管理運営に必要な事業を行うこと。</p> <p>2 資産及び債務の承継 機構が保有する資産及び債務は、承継計画書に基づき、国、大阪府及び公益財団法人関西・大阪21世紀協会に承継された。大阪府が承継した有形固定資産について、下記表の通り、事務手続を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="213 1150 1062 1497"> <thead> <tr> <th>有形固定資産</th> <th>承継後の事務手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>機構から1,290,428.84㎡を承継後、所有権移転登記を行った。</td> </tr> <tr> <td>建物、工作物、備品</td> <td>平成26年7月末に財務省が作成した固定資産明細の引継ぎを受ける。なお、引継ぎの際、機構の財産分類基準と大阪府の財産分類基準が異なることから、大阪府の基準に置き換えを行い、大阪府の公有財産台帳への登載及び備品出納簿への登録を行った。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、承継計画書（第2.3）によると、大阪府は、国が承継する資産及び承継計画書で大阪府が承継するものと定めるもの以外についても、機構の解散時に、機構が有する旧機構法第11条第1項第1号に掲げる業務（いわゆる公園業務）に係る資産及び債務を承継するものとされている。</p> <p>3 施設現況調査の実施 大阪府では、機構が保有していた建物一覧表及び国土交通省から公表されている「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」</p> | 有形固定資産 | 承継後の事務手続 | 土地 | 機構から1,290,428.84㎡を承継後、所有権移転登記を行った。 | 建物、工作物、備品 | 平成26年7月末に財務省が作成した固定資産明細の引継ぎを受ける。なお、引継ぎの際、機構の財産分類基準と大阪府の財産分類基準が異なることから、大阪府の基準に置き換えを行い、大阪府の公有財産台帳への登載及び備品出納簿への登録を行った。 | <p>1 抽出により公有財産台帳と施設台帳との照合や現物確認を実施した結果、下記表の通り、公有財産台帳の登載誤りが見受けられた。 (1) 公有財産台帳には、建築基準法で規定されている延床面積と建築面積を登録しなければならないところ、誤った数値が登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="1172 550 2122 774"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>誤っていた事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本庭園（4号館・管理棟）</td> <td>延床面積の登録誤り 誤：424.72㎡ 正：414.72㎡</td> </tr> <tr> <td>自然文化園（第1工区サービス施設・水車茶屋）</td> <td>建築面積の登録誤り 誤：171.25㎡ 正：186.30㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公有財産台帳には、棟数及び公有財産種別が、現物と異なった形で登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="1172 888 2122 1113"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>誤っていた事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本庭園茶室</td> <td>日本庭園茶室として、3棟の登録を行うべきところ、1棟として登録</td> </tr> <tr> <td>タワー跡地倉庫</td> <td>建物として登録すべきところ、工作物として登録</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自然文化園南側に存在する承継資産である倉庫について公有財産台帳への登載がないものがあった。</p> <p>3 大阪府では、日本庭園茶室管理業務を委託している。日本庭園茶室には、机や置物等といった備品に機構時代の備品ラベルのみが貼られており、大阪府として備品管理を行っておらず、委託業者が持ち込んでいる備品との区分が不明確であった。</p> <p>4 日本万国博覧会記念公園事務所の一室に、機構から引継ぎを受けた固定資産明細には記載されていないが、機構が所有及び管理していたとみられる絵画類（17枚）、掛け軸（16本）、壺（2個）及び蒸気機関車ナンバープレート（1枚）、小銭（338円）、記念はがき（50円×230枚＝11,500円）等が存在した。</p> | 財産名称 | 誤っていた事項 | 日本庭園（4号館・管理棟） | 延床面積の登録誤り 誤：424.72㎡ 正：414.72㎡ | 自然文化園（第1工区サービス施設・水車茶屋） | 建築面積の登録誤り 誤：171.25㎡ 正：186.30㎡ | 財産名称 | 誤っていた事項 | 日本庭園茶室 | 日本庭園茶室として、3棟の登録を行うべきところ、1棟として登録 | タワー跡地倉庫 | 建物として登録すべきところ、工作物として登録 | <p>機構から承継を受けた建物、工作物について、施設現況調査の結果を公有財産台帳に速やかに反映するとともに、公有財産台帳に登載されていない建物や工作物がないか、再度現物確認を実施されたい。</p> <p>機構から引き継いだ備品等について、引継書類への記載の有無に関わらず、事実上、大阪府として引き継ぎ、現物が存在するのであれば、それらを把握した上で、大阪府財務規則及び大阪府公有財産規則等にのっとり、適正に管理されたい。</p> |
| 有形固定資産 | 承継後の事務手続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 機構から1,290,428.84㎡を承継後、所有権移転登記を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物、工作物、備品 | 平成26年7月末に財務省が作成した固定資産明細の引継ぎを受ける。なお、引継ぎの際、機構の財産分類基準と大阪府の財産分類基準が異なることから、大阪府の基準に置き換えを行い、大阪府の公有財産台帳への登載及び備品出納簿への登録を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財産名称 | 誤っていた事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本庭園（4号館・管理棟） | 延床面積の登録誤り 誤：424.72㎡ 正：414.72㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自然文化園（第1工区サービス施設・水車茶屋） | 建築面積の登録誤り 誤：171.25㎡ 正：186.30㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財産名称 | 誤っていた事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本庭園茶室 | 日本庭園茶室として、3棟の登録を行うべきところ、1棟として登録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タワー跡地倉庫 | 建物として登録すべきところ、工作物として登録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>に基づき、将来の修繕計画を策定する目的で対象資産を特定した上で、施設現況調査を実施し、施設台帳を作成した。施設現況調査では、建築図面を基に、建築基準法で規定されている延床面積と建築面積を計測している。</p> | | |
| <p>措置の内容</p> | | |
| <p>独立行政法人日本万国博覧会記念機構作成の固定資産明細、府公有財産台帳及び施設台帳の突合を行い、府公有財産台帳に登載すべき面積等について確認作業を行った。また、建物、工作物に関し、再度、現地確認を行い、登録漏れ及び登載誤りについて確認作業を行った。この結果に基づき、平成28年6月3日に、公有財産台帳の修正を行った。</p> <p>日本庭園茶室管理業務に係る備品について、府が所有する備品リストを作成し、現物との突合を行うとともに、平成28年6月30日に収納庫を事業者の持ち込み備品と明確に区分し分離した。</p> <p>小銭（338円）については、機構の現金であることから、会計局と調整を行い、機構より承継された他の現金と同様、平成28年3月31日付けで大阪府の歳入として処理した。記念はがき（50円×230枚＝11,500円）については、日本万国博覧会の貴重な資料として、「日本万国博覧会資料リスト」に追加した。絵画類（17枚）、掛け軸（16本）、壺（2個）及び蒸気機関車ナンバープレート（1枚）等については、写真等を添付した「美術・こっとう品類等リスト」を作成した。その他すべての備品及び消耗品についても現物確認を行い、文化・スポーツ課の協力を得て簡易鑑定評価額を算定した上で、「日本万国博覧会資料リスト」「美術・こっとう品類等リスト」も含めた備品リスト、消耗品リストを作成した。備品については平成28年11月2日に備品出納簿へ記載を行った。</p> | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月13日、事務局：平成27年10月28日から同月30日まで）